

土壌溶出量基準と土壌含有量基準の一覧

土壌汚染に関して定められている基準は、法では「指定基準」、条例では「汚染土壌処理基準」といいます。基準が定められている物質は、以下のとおりです。

- ・揮発性有機化合物：法では「第一種特定有害物質」、条例では「第一種有害物質」といいます。
- ・重金属等：法では「第二種特定有害物質」、条例では「第二種有害物質」といいます。
- ・農薬等：法では「第三種特定有害物質」、条例では「第三種有害物質」といいます。

土壌溶出量基準（単位：mg/L）

第一種(特定)有害物質（11種類） 揮発性有機化合物		第二種(特定)有害物質（9種類） 重金属等		第三種(特定)有害物質（6種類） 農薬等	
有害物質の種類	基準値	有害物質の種類	基準値	有害物質の種類	基準値
トリクロロエチレン	0.03	カドミウム及びその化合物	0.01	有機 ^{りん} 化合物	不検出* (0.1)
テトラクロロエチレン	0.01	シアン化合物	不検出* (0.1)	アルキル水銀化合物	不検出* (0.0005)
ジクロロメタン	0.02	鉛及びその化合物	0.01	ポリ塩化ビフェニル	不検出* (0.0005)
四塩化炭素	0.002	六価クロム化合物	0.05	チウラム	0.006
1,2-ジクロロエタン	0.004	砒 ^ひ 素及びその化合物	0.01	シマジン	0.003
1,1-ジクロロエチレン	0.02	水銀及びアルキル水銀	0.0005	チオベンカルブ	0.02
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04	その他の水銀化合物（注）			
1,1,1-トリクロロエタン	1	セレン及びその化合物	0.01		
1,1,2-トリクロロエタン	0.006	ほう素及びその化合物	1		
1,3-ジクロロプロペン	0.002	ふっ素及びその化合物	0.8		
ベンゼン	0.01				

(注)土壌汚染対策法では、水銀及びその化合物として、アルキル水銀化合物を含めて1つの物質としているため、25種類となります。

*不検出：定められた分析方法で検出される下限の値（（ ）内の数値）を下回っていることをいいます。

土壌含有量基準（単位：mg/kg）

第二種(特定)有害物質（9種類） 重金属等			
有害物質の種類	基準値	有害物質の種類	基準値
カドミウム及びその化合物	150	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	15
シアン化合物	50（遊離シアン）	セレン及びその化合物	150
鉛及びその化合物	150	ほう素及びその化合物	4000
六価クロム化合物	250	ふっ素及びその化合物	4000
砒素及びその化合物	150		